

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【公表番号】特表2014-501242(P2014-501242A)

【公表日】平成26年1月20日(2014.1.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-003

【出願番号】特願2013-544452(P2013-544452)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/50	(2006.01)
A 6 1 K	35/74	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/27	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/50	
A 6 1 K	35/74	G
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 7
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	37/36	

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月31日(2014.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

その必要がある患者の歯科疾患、障害または損傷を予防し、回復させ、改善し、または治療するための方法において使用するための医薬組成物であって、胚外サイトカイン分泌(ECS)細胞、それに由来するならし培地、それに由来する細胞溶解物、それに由来する細胞産物、および生理的サイトカイン溶液(PCS)からなる群から選択される1種以上の組成物の治療上有効量を含み、該方法が、該医薬組成物を該患者に投与するステップを含む、前記医薬組成物。

【請求項2】

歯科疾患が歯肉炎および歯周炎からなる群から選択される、請求項1の医薬組成物。

【請求項3】

ECS細胞が羊膜由来多能性前駆(AMP)細胞である、請求項1の医薬組成物。

【請求項4】

ならし培地が羊膜由来細胞性サイトカイン溶液(ACCS)またはプールされたACCSである、請求項1の医薬組成物。

【請求項5】

PCSが持続放出用に製剤化されている、請求項1の医薬組成物。

【請求項6】

ACCSまたはプールされたACCSが持続放出用に製剤化されている、請求項4の医薬組成物

。

【請求項 7】

ECS細胞、それに由来するならし培地、それに由来する細胞溶解物、またはそれに由来する細胞産物を含む前記医薬組成物を、他の物質または治療法と組み合わせて投与する、請求項 1 の医薬組成物。

【請求項 8】

他の物質が活性物質である、請求項 7 の医薬組成物。

【請求項 9】

活性物質が、成長因子、サイトカイン、インヒビター、免疫抑制剤、ステロイド、ケモカイン、抗体、抗生物質、抗真菌剤、抗ウイルス剤、マイトマイシンC、および他の細胞タイプからなる群から選択される、請求項 8 の医薬組成物。

【請求項 10】

他の治療法が非外科的および外科的治療法からなる群から選択される、請求項 7 の医薬組成物。

【請求項 11】

非外科的治療法が、専門的歯科クリーニング、スケーリングおよびルートプレーニングからなる群から選択される、請求項 10 の医薬組成物。

【請求項 12】

外科的治療法が、フラップ手術/ポケット縮小手術、骨移植、組織工学、軟組織移植、組織再生誘導法、および骨の外科手術からなる群から選択される、請求項 10 の医薬組成物。